

土曜学習の実施体制(イメージ)

国(文部科学省)

- ・土曜日の教育活動の在り方の検討
- ・都道府県・市町村への必要な支援策の実施
- ・全国的な普及啓発・関係者のネットワークの構築

都道府県(教育委員会等)

- ・域内の土曜日の教育活動全体の方針を検討
- ・多様な主体の参画促進・情報共有の仕組みづくり
- ・コーディネーターや多様な関係者が学び合う機会の充実

<実施主体> 市町村(教育委員会等)

- ・域内の土曜日の教育活動の方針を検討
- ・学校、保護者、地域の関係者等の理解促進、目標の共有
- ・コーディネータの育成

※これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の機能の活用、または新たな取組として、学校・家庭・地域の連携・協働により子供を育む体制づくりの一環として実施

各学校区

学校支援地域本部・放課後子供教室・学校運営協議会等

※その他、学校・家庭・地域の関係者が集う機会を活用

～各学校区における取組方針の検討～
(トータルプロデュース)

連携・協力

PTA
おやじの会等
保護者組織

地域の
多様な団体

企業

NPO

民間教育
事業者

大学等

コーディネーター

- ・学校の要望や課題の共有
- ・教育課程と連動したプログラムの検討

※学校支援等の地域コーディネーターや元PTA、自治会長、
企業退職者など多様な主体が連携して参画

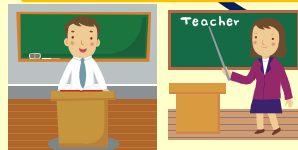
- ・プログラムに応じた人材の依頼
- ・実施可能なプログラムの調整

学校の要望と地域・企業等の取組のマッチング

多様な主体の参画・連携協力の促進

多様な人材の参画

校長・教職員



具体的なプログラム内容・実施方法の検討



参画

土曜日ならではの多様なプログラムの充実

家庭や地域の教育力の向上

社会総掛かりによる土曜日の豊かな教育環境の実現

<参考> 土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

① 「土曜授業」について

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です(下図①)。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

② 「土曜の課外授業」について

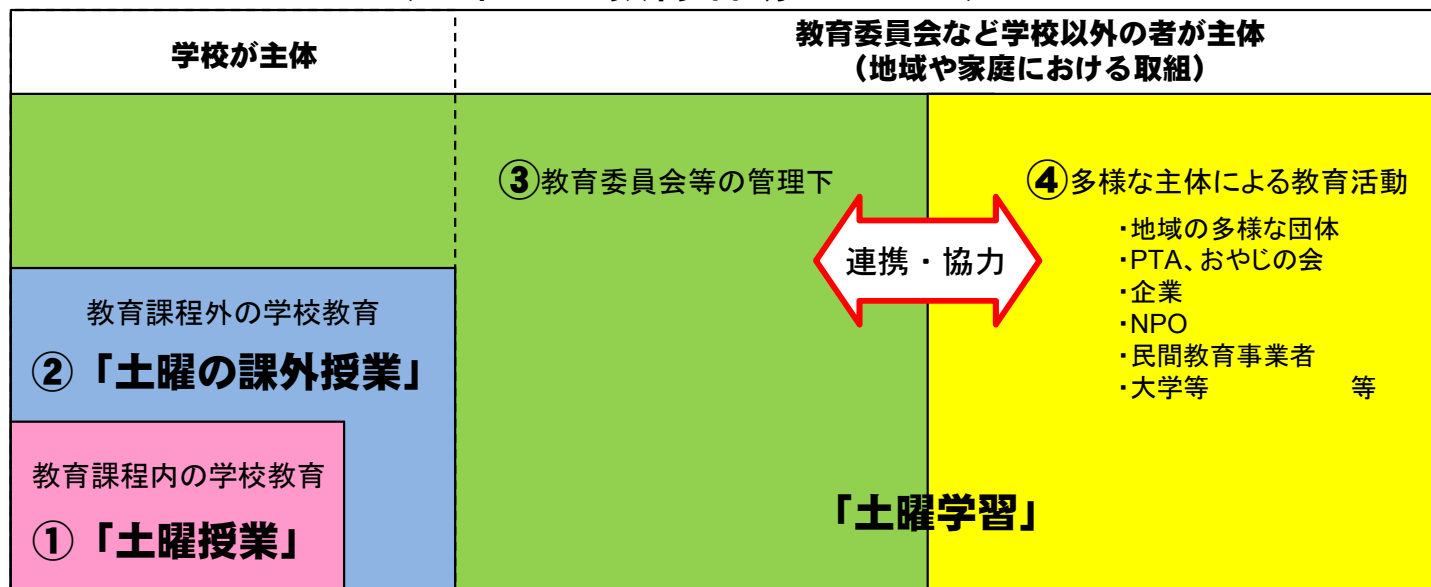
このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります(下図②)。

③+④ 「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの(下図③)と、主体が公的でないもの(下図④)があります。

例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

<土曜日の教育活動について>



文部科学省としては、「土曜授業」や、「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり、その振興に取り組んでいきたいと考えています。